

あり荷舟は臺高欄なし、（和漢三才圖會船橋）上荷舟（宇波爾布禰）とは各別にて、四つ足屋形にて、表箱作りにする者也。

按、上荷舟者海舶入津、其貨物可卸、而舶未能著岸、故先傭小船、分載上貨、卸之、舶稍輕而得著也。又多載物出津時亦然、謂之上荷取、凡可載二十斛。

〔和漢船用集五〕（舟名數江湖川船）上荷舟 攝州川々に多く有て、荷物運送の舟、七村上荷、中船上荷、新舟上荷、堀江上荷と云て品あり、ともに二十石積也、堀江舟には三十石積有、舟深くして海をも川

をも乗べし、川口より本船の上荷を取の名也、又問屋より荷物、本船に積にも、此舟を用、上荷舟所所にあり、播磨上荷、堺上荷、房州上荷、名同じけれども、其制異なり、

〔守貞漫稿五〕（生業）新制上荷價銀一貫五百目許、上荷船、ウハニフネト云、廿石積ヲ本トシ、其實四五十石ヲ積ム也、河中海船ヲ納ズ、故ニ此船ヲ以テ諸物ヲ傳ヘ積ムニ用フ、江戸ノ茶船ト同用也、蓋空海船ハ河中ニ入ル也、

〔和漢船用集五〕（舟名數江湖川船）淀上荷 名所を呼者、城州淀の上荷舟也、其制柏原船に類す、二十石を載すべし、故に本名二十石舟と云、伏見より浪花に至り、又木津川に通じ、荷物運送して往來す、

〔京都御役所向大概覺書三〕（淀上荷船之事）

上荷船ニ御證文御運上茂無之候

一貳百三拾艘

寛永三年御改之節、相極候舟數如此、今程者段々私として造増、五百艘餘も有之由、（略）中

船間尺（總長五間五尺五寸、胴數幅五尺五寸）、但舟極印無之

一拾艘

一口

支配人 木村宗右衛門 倉與